

青根地域振興策

Aone Regional Revitalization Policy

令和8年8月
相模原市緑区役所



ぐるっと緑区
ミドルナビ

多くの方に緑区に興味や関心を持っていただくため、区内の地域の行事やイベント、観光資源や自然などの魅力を発信していますので、是非ご覧ください。



ぐるっと緑区



ミウル X



ミウル Instagram

～ 目次 ～

第1章 青根地域振興策の策定に当たって

1 策定の目的	1
2 地域振興策の位置付け	2
3 計画期間	2
4 青根地域を取り巻く環境	3

第2章 青根地域の状況

1 特徴と課題	4
2 主な公共施設	5
3 地域振興に関する取組	7

第3章 基本方針

～ 目指す姿 ～	10
----------------	----

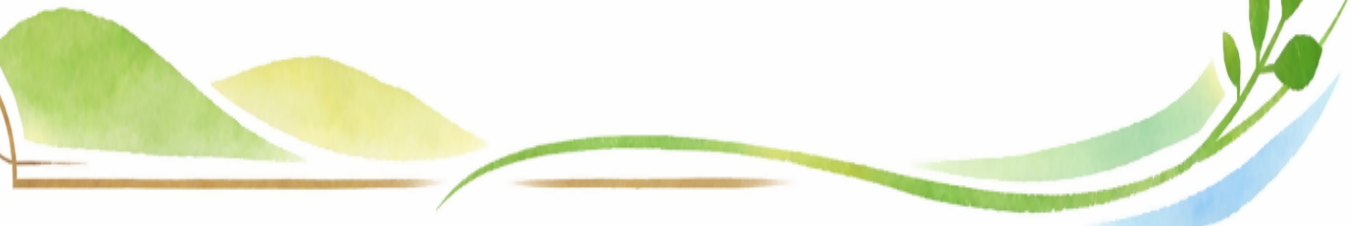
第4章 具体的な取組

取組Ⅰ 旧青根中学校施設活用事業の推進	11
取組Ⅱ 緑の休暇村エリア市有3施設のリニューアル	13
取組Ⅲ 旧青根小学校跡地・旧青根児童保育園等の利活用	15
取組Ⅳ 移住・定住の促進に関する取組	17
取組Ⅴ 地域資源を生かした魅力づくり	19

第5章 推進体制

<推進主体の役割>	21
(1)市の役割	
(2)指定管理者(緑の休暇村エリア)の役割	
(3)地域住民や地域団体の役割	
<多様な主体との連携・協働の推進(主体別に期待される役割)>	22
(4)里まち移住・定住促進協議会などの専門機関に期待される役割	
(5)民間事業者に期待される役割	
(6)大学などの教育機関に期待される役割	

参考資料



第1章 青根地域振興策の策定に当たって

1 策定の目的

青根地域は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、古くから地域コミュニティを基盤とした暮らしが営まれてきました。一方で、近年は人口減少や少子高齢化の進行により、地域活動の担い手が不足するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、地域内の公共施設の利用状況に応じた在り方についても見直しが求められており、地域の特性を踏まえた新たな地域づくりの方向性を示すことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、地域住民をはじめとする多様な主体が連携しながら、青根地域の持続的な発展を目指すとともに、来訪者との交流を促進し、地域外の多様な人材や活動を取り込むことにより地域の活性化につなげていくため、青根地域振興策（以下「地域振興策」という。）を策定するものです。

策定に当たっては、地域の現状や課題を把握するため、地域団体の役員等で構成する「青根のまちづくり検討委員会」において検討を行うとともに、神奈川県「かながわ水源地域活性化計画（令和8年3月策定）」を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を整理しました。

地域の検討結果や各種計画を踏まえて地域振興策を策定し、各施策に取り組むことで、持続可能な地域づくりに取り組めます。

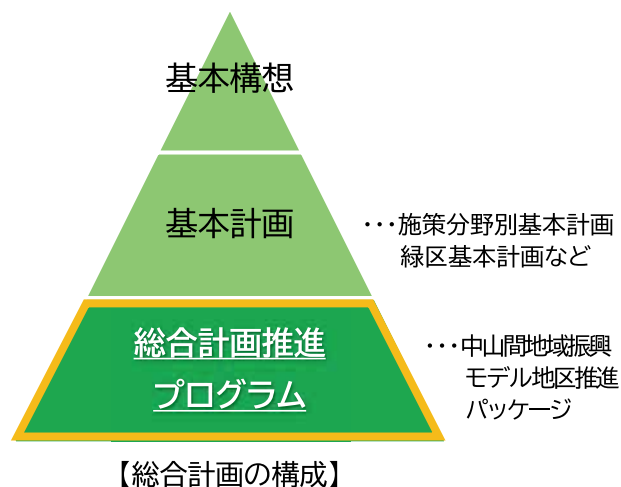


2 地域振興策の位置付け

地域振興策は、上位計画である相模原市総合計画（以下「総合計画」という。）の方針を踏まえ、地域の特性や課題に対応した地域振興の取組の方向性を示すものです。

また、観光振興、地域コミュニティ、公共施設活用など関連する各種施策との連携を図りながら、青根地域の振興に向けた取組を総合的に推進するための指針として位置付けます。

地域振興策で掲げる各取組は、総合計画の実施計画である「相模原市総合計画推進プログラム（以下「推進プログラム」という。）」の「中山間地域振興モデル地区推進パッケージ」に位置付け、推進していきます。



3 計画期間

地域振興策の計画期間は、上位計画である推進プログラムの計画期間を踏まえて、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。※

なお、令和11年度以降は社会情勢や地域の状況のほか、令和9年度末に策定を予定する次期総合計画を踏まえて、令和10年度に再度検討します。

<各計画等の計画期間>

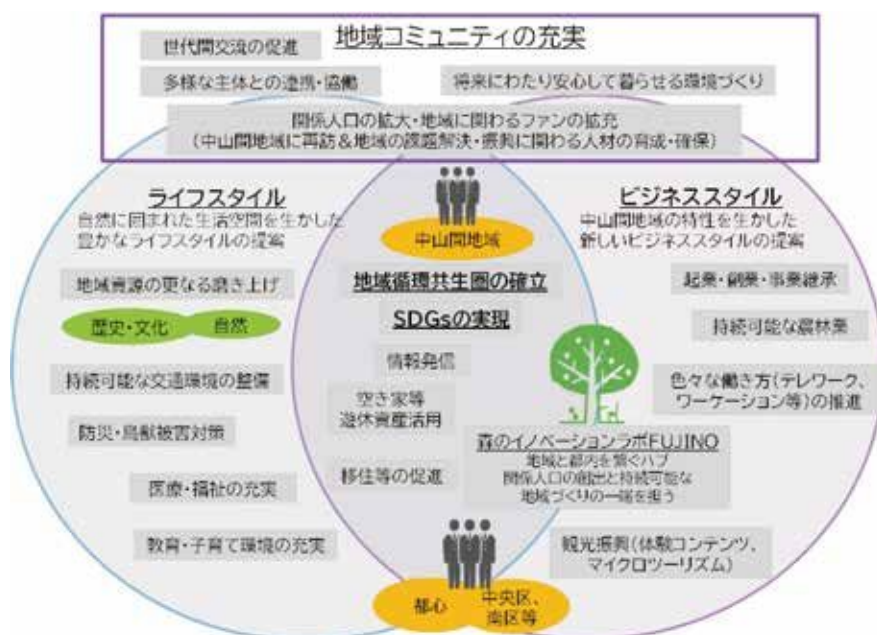
計画名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
未来へつなぐ さがみはらプラン ～相模原市総合計画～	令和2～9年度					
緑区基本計画	令和2～9年度					
相模原市総合計画推進プログラム <※毎年度更新>	令和7～9年度					
		令和8～10年度				
青根地域振興策		令和8～10年度				
【参考】 かながわ水源地域活性化計画		令和8～12年度				

※地域振興策の上位計画である推進プログラムは3年間の事業計画を策定しており、令和10年度以降の事業の見込みについては、次期総合計画の策定作業との調整を図りながら毎年見直すことを前提に策定しているため、令和9年度以降の推進プログラムの策定内容を加味して必要に応じて地域振興策の見直しを図ります。

4 青根地域を取り巻く環境

令和元年度に策定した総合計画では、分野横断的に取り組む重点テーマの一つとして「中山間地域対策」を位置付けました。基本的な方向として、地域のにぎわいの創出や多様な人との交流を進めることで移住・定住の促進を図るとともに、交流・関係人口の創出・拡大に向けて、広域交通ネットワークを生かしながら、津久井地域が持つ豊かな自然や歴史、文化などを活用した観光振興やシティプロモーションを展開することとしています。また、多様な主体との連携や協働による地域づくりを推進するため、移住・定住者や若い世代など、新たな担い手の発掘・育成に取り組むこととしています。さらに、令和4年度には、地域のニーズに応じた地域資源の活用などの施策を地域とともに検討し、中山間地域振興を効果的に推進することを目的として、青根地域を「中山間地域振興モデル地区」の1つとして位置付けました。これにより、地域との合意形成のプロセスを含めた取組を検証し、その成果を他地域へ展開していくこととしています。青根地域における事業の進め方としては、地域資源や地域特性を踏まえ、エリアを軸とした振興を図ることを基本とし、段階的に施策を実施していくこととしています。

こうした基本的な方向を踏まえ、中山間地域振興の推進に当たっては、移住・定住の促進、市民生活の安全・安心の確保、地域づくりの担い手の確保、観光振興などの取組を通じて、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図るとともに、社会情勢の変化に適應するまちづくりを進め、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。



【中山間地域の目指す姿(令和7年度 まち・ひと・しごと創生本部会議資料)】

このほか、令和7年3月には、「宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う青根地域の要望に対する神奈川県の実施項目に関する確認書」が、神奈川県、相模原市及び青根地域振興協議会の三者間で締結されました。これにより、将来的に神之川流域(神の川林道)の整備や(仮称)北丹沢文化の森アクセス道路の整備を進めることとされ、釜立林道ゲート付近におけるトイレ及び駐車場の整備のほか、市道青根12号及び市道音久和の道路改良を図っていくことが確認されました。また、令和8年3月には、神奈川県が相模湖、津久井湖、奥相模湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖(やまなみ五湖)周辺の水源地域の活性化と水環境への理解促進に取り組み、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくことを目的として策定した「かながわ水源地域活性化計画」が改定されました。

第2章 青根地域の状況

1 特徴と課題

青根地域は、相模原市の北西部に位置し、丹沢山地の豊かな森林と清流に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。市中心部から車で約1時間の距離にありながら、豊かな自然に気軽にアクセスできる環境にあり、都会と自然が調和した地域として、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。また、登山やキャンプなどのアウトドア活動の拠点としても知られ、ハイキングや川遊び、釣りなどを目的に都市部から多くの来訪者が訪れています。さらに、丹沢山系や道志川流域に位置することから、本市をはじめとする神奈川県域へ水を供給する重要な水源地域となっています。このため、水源の保護と自然環境の維持に向けて、行政や地域、関係団体が連携しながら取組を進めてきました。地域内ではコミュニティ活動も活発で、毎年開催される大運動会や文化祭などの行事には多くの住民が参加し、住民同士の強い結びつきによって地域コミュニティが維持されてきました。

一方で、人口減少が続いているほか、高齢化率も年々上昇しています。若年層の流出や出生数の減少により人口構造が変化し、地域活動の担い手不足やコミュニティ機能の低下が課題となっており、地域の持続性を確保するための対策が求められています。また、用途を廃止した公共施設の利活用方法や公共施設の老朽化といった課題を抱えているほか、商業施設や公共交通機関が限られていることから、日常生活の利便性を確保するための取組も必要となっています。

こうした状況を踏まえ、地域の魅力を最大限に生かしながら持続可能な地域づくりを進めるため、地域、行政、民間事業者及び専門機関等が連携して取り組んでいくことが求められています。



2 主な公共施設

青根地域内にある主な公共施設は、次のとおりです。なお、望ましい学習環境の在り方を検討した結果、小学校や中学校が統廃合により閉校しているほか、少子化に伴い児童保育園が閉園しています。今後は、こうした施設の再整備や利活用などの在り方についても検討を進める必要があります。

(1)旧青根中学校

所在地		相模原市緑区青根1926番地	
建築年		昭和60年	
財産区分		普通財産	
施設	校舎	鉄筋コンクリート造(RC 造)3階建	
	体育館	鉄筋コンクリート造(RC造) ※一部鉄骨造の武道場を含む	
	その他	グラウンド、屋外プール、倉庫、体育倉庫、 灯油庫、渡り廊下、備蓄倉庫	
備考		・令和元年度末に青根小学校とともに閉校 ・青根地域センター併設	

(2)旧青根小学校跡地

所在地		相模原市緑区青根1331番地
建築年		昭和18年(木造校舎)
財産区分		普通財産(一部民有地有)
施設	校舎	—
	体育館	鉄骨造(S造)
	その他	グラウンド、給食受所
備考		・校舎は平成28年4月3日焼失 ・焼失後、青根小学校は青根中学校を活用 ・土砂災害警戒区域(急傾斜・土石流)内、 土砂災害特別警戒区域(急傾斜・土石流)内



(3)旧青根児童保育園

所在地		相模原市緑区青根1287番地
建築年		昭和53年
財産区分		普通財産
施設	園舎	鉄筋コンクリート造(RC造)1階建
	その他	園庭
備考		・令和元年度末に閉園 ・土砂災害警戒区域(土石流)内 ・旧津久井消防署青根出張所跡地と隣接



(4) 緑の休暇村センター

所在地	相模原市緑区青根807番地2
建築年	昭和55年
財産区分	行政財産
施設	・センター棟:鉄骨造(S造)2階建 客室数6室、浴室、トイレほか ・コテージ3棟(木造)平屋建 シャワー、トイレ、冷蔵庫、寝具付、屋外炊事場 ・テニスコート2面(ハードコート)
備考	・指定管理者制度による運営管理 ・土砂災害警戒区域(土石流)内、家屋倒壊等氾濫想定区域内、洪水浸水想定区域内



(5) 青根緑の休暇村いやしの湯

所在地	相模原市緑区青根844番地
建築年	平成17年
財産区分	行政財産
施設	・鉄筋コンクリート造(RC造)1階建 ・浴室内:男女各屋内2浴槽、露天風呂、サウナ ・施設内:食堂、売店、個室休憩室2室ほか
備考	・指定管理者制度による運営管理 ・土砂災害警戒区域(土石流)内、家屋倒壊等氾濫想定区域内、洪水浸水想定区域内



(6) 津久井合唱館

所在地	相模原市緑区青根851番地
建築年	平成6年
財産区分	行政財産
施設	・鉄骨造(S造)1階建 ・ピアノ(セミコンサート)、音響設備、机・椅子
備考	・指定管理者制度による運営管理 ・土砂災害警戒区域(土石流)内、家屋倒壊等氾濫想定区域内、洪水浸水想定区域内



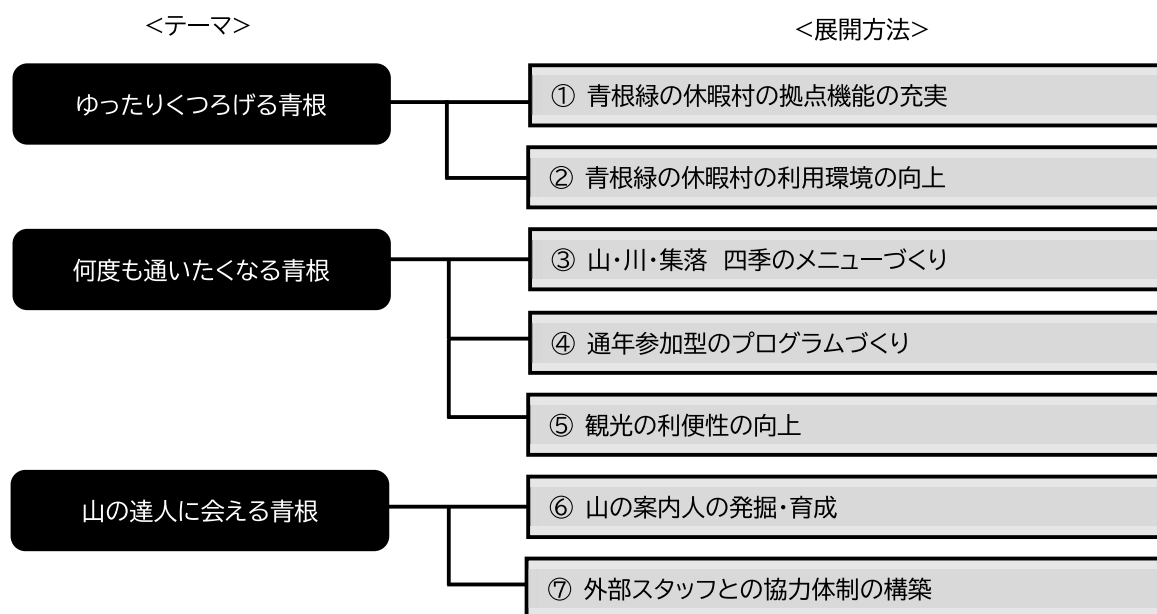
(7) 青根出張所・青根公民館・津久井消防署青根分署

所在地	相模原市緑区青根1372番地1
建築年	平成30年
財産区分	行政財産
施設	・鉄筋コンクリート造(RC造) ・公民館＝中会議室、小会議室
備考	・3施設による複合施設 ・土砂災害警戒区域(急傾斜)内



3 地域振興に関する取組

青根地域では、平成23年3月に「青根地域観光活性化計画」を策定し、観光振興の方向性として「滞在型の観光の推進」、「何度も来てもらえるような魅力づくり」、「山村の暮らしを伝えるような観光の推進」、「外部の人を呼び込んだ地域づくり」を進めることとしました。当該計画では、地域目標の実現に向け、観光振興テーマと展開方法を次のとおり示しています。



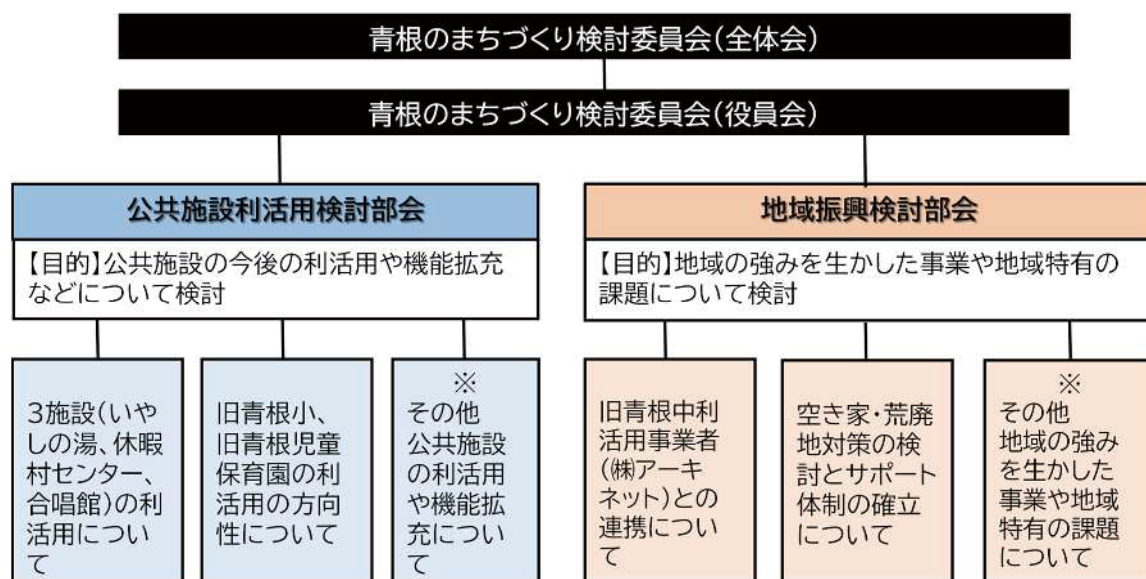
また、令和2年度には地域が青根地域の資源や特性について再認識し、地域において何ができるのかを考える場として法政大学と連携したワークショップを全4回実施し、検討結果として青根地域をもっと面白くする19個の企画(プロジェクト)をとりまとめました。

No.	名称	内容	すること
1	ミニコミ誌で笑顔が つながる 青根 プロジェクト	ミニコミ誌を発行し、地域の方の 顔が見える関係づくりを促進する	・ミニコミ誌の作成、発行 ・掲載内容は、住民インタビューや移住してきた人の紹介、 空き家情報、リサイクル情報、お祭り・行事の情報など
2	モデル空き家 プロジェクト	期間限定で、青根地域にある空き 家に住んでもらい、青根に住みた いと思う人を増やす	・地域内にある空き家や旧青根中学校を宿泊施設として 短期間提供 ・行政は、空き家所有者と移住希望者をつなぐ窓口・地域 に住んでいる人の人材リストを作成、得意分野で生活体験 プログラムを運営 ・デザイン・建築系の学生、建築家に家をリノベーションし てもらう
3	青根バイクステー ションプログラム	ツーリングやサイクリング、ハイキ ング客などが休める雨宿りステー ションを作る	・使われていない旧青根中学校の施設を活用し、雨宿りス テーションをつくる ・鍵の開閉や日常の清掃などできることは地域で管理
4	登録制農家サポー ト地域の支えあい プロジェクト	地域で協力して困っているひとを 支えあう、登録制の農家サポー トの仕組みづくり	・登録制農家サポートの仕組みをつくる ・農家サポートに登録、手助けが必要な人からHELPコー ル、適した人材の派遣
5	青根コーディネー トプロジェクト	個々の施設や活動団体を取りま とめ、地域全体をコーディネート する体制づくり	・地域全体をコーディネート ・訪れた人が目的達成以外に+αで楽しんでもらえるよう な支援

6	過疎で不便な青根地域を活用！滞在&体験型テーマパークプロジェクト	過疎で不便なことを生かした自然体験や青根ならではの食の提供等を通じて、青根地域への滞在を促進する	・宿泊施設を開設 ・郷土料理を提供する食堂、直売所での販売、鳥獣の加工・販売等のサービスを提供活用シーンとして合宿、ワーケーション等
7	住みたい人が住める青根プロジェクト	青根地域に住みたいと思ってくれている人が、移住しやすい環境を整備するプロジェクト	・地目変更して住める土地を増やす ・青根出張所と地域の人が協力して空き家バンクを作る ・移住希望者を広く募る ・公共施設を住宅に活用 ・古民家や空き家を修繕 ・災害危険地域を改善
8	自動車免許特区を創設！交通手段の強化プロジェクト	交通手段として、既存の枠にとらわれない思い切ったアイデア	・自動車免許特区制度を創設 ・乗り合い循環バスを無料で運行 ・橋本周辺に青根出身の高校生のための居住区域を形成
9	空き家の貸し出しで、子育て世帯を呼び込むプロジェクト	期限付きでの空き家の貸し出しなど、子育て世帯が子育てしやすい環境づくり	・定着している住民はそのままに、子育て世代が子育ての地として訪れ・旅立っていく土地にしてい ・子育て世代が、楽しく子育てができる地域にするための取組を行う
10	青根地域で農業を楽しむプロジェクト	空き家を活用した余暇農業を楽しむための工夫と、移住による農業従事を希望する方への環境づくり	地域の空き家を活用して、以下を提供。若い人が住みやすい環境づくり、住宅と農業のための土地をセットで提供、新たに農業を始めたい人を支援するために農業指導員を置く、子育てしやすい環境をつくる、アクセス道路を整備し訪れ易い環境づくり
11	青根地域の魅力を提供プロジェクト 旧青根中学校を活用した拠点づくり！	地区に訪れる方々への拠点づくりとして、今ある施設を活用して様々な余暇活動やビジネスに提供できる体制づくり	旧青根中学校の施設を活用して、テレワークできる場所、キッチン付き宿泊所を開設、天体観測ができる施設として開放、農業指導員を置き、農業体験の場、ジビエ料理、駅などからの送迎バスを用意、登山者の拠点、音楽などの練習場、テニス合宿場、キャンプ場と連携、アクセス道路を整備し訪れ易い環境づくり
12	青根を知ってもらう！青根産りんごでつくる美味美味アップルパイプロジェクト	・青根地域で生産している農作物をきっかけに、地域を知ってもらい・訪れてもらう ・美味しいアップルパイで地域・人が活性化していくことを目指す	・農作物を活用した地域のおいしい特産品を生み出す ・青根産の農作物を使った体験型のイベントを開催地域の施設を使い、地域で体験し、地域の物を加工し、橋本駅などでマルシェを開催し、青根のリピーターを増やしていく
13	獣害を減らして地域をPR 青根×ジビエプロジェクト	獣害が多い地域であることを逆手にとって、ジビエの紹介することで、地域の自然を身近に感じてもらう、地域のPR・活性化につながることを目指す	・シカやイノシシなどのジビエを紹介・発信 ・獣害を減らすため、人を育てる ・肉の加工ルートを確認するため、柔軟な対応を可能にする獣肉流通制度について、市のサポート・指導を要望
14	青根の歴史を紡ぐプロジェクト	「青根歴史」を次世代に紡ぎ、今ある青根のシビックプライドを高め、未来に残していくことを目指す	・傾聴ボランティア等を通して、青根の歴史や文化、偉人の方々のノウハウ等を復活・継承していく
15	地域エネルギー創生プロジェクト	水路や自然を効率的に活用し、青根産の水力発電エネルギー、バイオマスエネルギーの創生を目指す。新エネルギー活用の社会情勢の流れに乗ることで地域活力の向上にもつながることが期待	・地域の水路や自然を活用して、青根エネルギーを創生 ・水車で粉をひく ・スモールモビリティへの活用
16	ダボス会議in青根プロジェクト	使われなくなった建物で、地元の人や近隣の学生が学びの場として使える空間づくりを推進し、新しいアイデアが生まれるダボス会議(的な会議)を日々開催	・旧青根中学校等を拠点として、学生や地域の人が集まって話し合い、新しいアイデアを生み出していく場をつくる

17	青根地域まちの 応援団プロジェク ト	青根地域を応援したい人達が積 極的に地域で活動・交流できる 「同窓会」のような機会や場づく りを提案	・青根地域を「応援したい、協力したい」という人達が地域 住民と一緒に交流・活動できる仕組みづくりを行う
18	青根地域移住促進 プロジェクト	地域や行政などが空き家の利活 用に関するコーディネートを行い、 空き家所有者と移住希望者が Win-Win となる関係性を構築	・安心安全に空き家の貸し借りができる仕組み・体制を構 築 ・空き家の利活用を促進
19	「青根で働こう！」 プロジェクト	地域住民と有識者が連携して、地 域資源を活かした新たな産業の 創出を図るプロジェクト	・有識者の指導のもと、下記の取組や活動を実施し、地 域の雇用創出や歴史・文化・自然の継承につなげる (既存の施設や自然、文化の維持・管理や利用旧青根中学 校など、既存の施設や自然を活用した体験教室の開催 SDGsのモデルケースとなる産業の振興祭りや合唱祭など の継承と地域外への発信)

「青根地域観光活性化計画」や19個の企画を踏まえ、地域振興策の策定に向けて、令和5年6月に地域住民で構成する青根のまちづくり検討委員会に2つの専門部会が設置され、令和6年度から具体的な検討を進めてきました。専門部会は、公共施設の今後の利活用や機能拡充などについて検討する「公共施設利活用検討部会」と地域の強みを生かした事業や地域特有の課題について検討する「地域振興検討部会」があり、各部会の検討結果を全体会で諮り、今後の取組について協議を重ねてきました。



第3章 基本方針

～ 目指す姿 ～

緑区基本計画では、中山間地域の振興に向けた施策展開の方向性として、地域の多様な人材を活用しながら地域コミュニティの充実・強化に取り組むとともに、豊かなライフスタイルの提案を通じた移住の促進や、豊かな自然環境を生かした新たなビジネススタイルの推進を図ることとしています。

こうした方向性を踏まえ、青根地域では、自然と共生しながら人と人とのつながりを大切にし、将来にわたり安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。そのため、地域の強みを生かした取組を進めるとともに、公共施設の利活用や機能の充実、空き家対策など地域特有の課題の解決に取り組みます。

これらの取組を通じて、観光の活性化や関係人口の創出・拡大、雇用機会の充実、移住の促進につなげ、持続可能な地域づくりを図るため、次の「目指す姿」を掲げます。

『関係人口を創出するため目的地となる青根、立ち寄りたくなる青根の実現』

持続可能な地域づくりを推進するためには、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、交流人口や関係人口の創出・拡大につながる取組を進めることが重要です。このため、地域資源を活用した施策の推進や活動拠点の整備に向けた検討を進めます。また、未利用市有地の民間事業者等への貸付や緑の休暇村エリアのリニューアルなどのハード施策と、観光イベントの実施や空き家等の活用などのソフト施策を両輪として取組を進めます。

これらの施策の実施に当たっては、地域全体で協議を進めながら、行政、地域、民間事業者、専門機関などの多様な主体が連携し、一体となって地域振興に取り組みます。

～ 持続可能な開発目標(SDGs)と地域振興策の関係 ～

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

地域振興策を推進することは、SDGsのゴールある、「11 住み続けられるまちづくりを」、「15 陸の豊かさを守ろう」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などの達成につながります。



第4章 具体的な取組

取組

I

旧青根中学校施設利活用事業の推進

(1) 目指す方向性

方向性1 事業提案の実現に向けた市・事業者の連携

令和2年3月に廃校となった旧青根中学校を利活用し、「観光」「産業」「教育」に関する事業を核とした地域振興を展開していくため、令和5年度に公募・選定した利活用事業者(以下「事業者」という)の事業提案である「林間リトリート※構想」の実施に当たり、市と事業者は連携を図りながら取り組みます。

方向性2 事業者と地域の連携

「林間リトリート構想」に基づき展開される各種プログラムに地域が協力することで、林業や農業のほか炭焼きや木工、味噌づくり等の伝統的な作業や活動体験を通じて、ノウハウの継承を図ります。

(2) 事業者が実施する「林間リトリート構想」の概要

青根地域の自然環境と市街地からの近接性を生かし、都市部から来訪する各層(野外志向、環境志向、整調志向)を受け入れ、休眠地活用、森林保全を併せて集落再興の好循環を創出します。構想の推進に当たり、旧青根中学校施設内にホール、セミナールームやゲストルーム(宿泊)を整備し、専門家(森林インストラクター・森林サポーター等)から一般層(ハイキング・ツーリング・キャンピング・スポーツ合宿・企業研修等のアクティビティ・ベース)までを対象とした各種プログラムを展開します。



【旧青根中学校】



【林間リトリート構想イメージ図】

(出典:事業者提供資料)

※リトリート＝数日の間、日常から離れた環境に身を置き、心と身体の状態をリセットするための過ごし方

(3)今後の進め方

旧青根中学校を宿泊施設として利活用するために、必要となる高度処理型浄化槽の設置工事や施設内の改装工事を実施し、令和10年度を目途とした事業開始に向けて取り組みます。また、宿泊施設のオープンと併せて、「林間リトリート構想」に基づく各種プログラムを展開し、青根地域の豊かな森林資源を生かして、集う人々の憩いの場となるよう取り組みます。

<想定事業スケジュール>

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
浄化槽設置工事 (市施工)	改装工事 (事業者施工)	★ オープン				
林間リトリート構想に基づく各種プログラムの実施						

※上記スケジュールは、現時点の想定であり今後変更する可能性があります。

～ 参考:林間リトリート構想における体験プログラムや先行した取組について ～

米、野菜、味噌、醤油作りといった農産物・農業体験をはじめ、炭焼きや木工、森林浴、ハイキング、山菜採り、間伐体験、座禅体験、ゴルフレッスンなどのプログラムを展開する予定です。



※写真はイメージです

また、事業者は旧青根中学校の利活用による宿泊施設の開業に先立ち、地域内にカフェ・レストラン「青根草木館」や古民家オーベルジュ「はらんとなり」をオープンするなど、青根地域の魅力や資源を活用した取組を進めています。



青根草木館



古民家オーベルジュ「はらんとなり」

緑の休暇村エリア市有3施設のリニューアル

(1) 目指す方向性

方向性1 地域の活性化に向けた現施設の再整備

施設の老朽化等が進む緑の休暇村エリアにある「緑の休暇村センター」「青根緑の休暇村いやしの湯」「津久井合唱館」の市有3施設について在り方を検討し、来訪者の増加につながるリニューアル整備に向けて取り組みます。

方向性2 民間事業者との連携も視野に入れた施設運営の見直し

(一社)青根振興協議会をはじめとする地域の継続的な関与を基本にしつつ、高齢化などによる担い手不足の現状を踏まえて、民間事業者との共同企業体(JV)や民間事業者主導での運営や連携について検討します。

方向性3 環境等に配慮した施設改修の実施

第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)に掲げた取組の推進・加速化を図るため、再生可能エネルギー促進の1つである木質バイオマスボイラーを青根緑の休暇村いやしの湯に設置し、二酸化炭素の排出量削減及び地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

(2) 各施設の方向性とリニューアル後の施設に備える想定機能

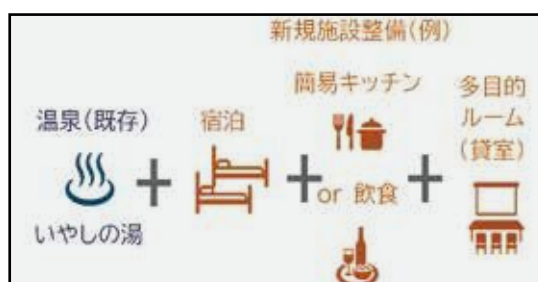
<各施設の方向性>

施設名	方向性
緑の休暇村センター	改修(リノベーション)ではなく、現施設が位置する家屋倒壊等氾濫想定区域外での建替えに向けて取り組みます。また、施設を活用した情報発信や観光案内を通じて、青根地域の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域のにぎわい創出につなげます。
青根緑の休暇村 いやしの湯	地域の重要な観光資源である温泉施設として引き続き活用を図るため、適宜改修工事等を実施し、来訪者の増加を目指すとともに、環境に配慮した木質バイオマスボイラーを設置します。
津久井合唱館	有効な活用策がない場合は、緑の休暇村センターとの集約化を図ります。

<リニューアル後の施設に備える想定機能>

来訪者が青根に滞在できる場所として、宿泊機能は必須とし、飲食若しくは簡易キッチンや多目的ルーム(貸室)などを付加し、施設の魅力を高めます。

宿泊機能以外の機能については、民間事業者等からアイデアや提案を募るなどし、検討を進めます。



【施設に備える想定機能(例)】

<施設の運営(指定管理者制度)>

今後も地域が継続して関わることを基本としますが、高齢化等の実情を踏まえ、民間事業者との連携について検討します。また、新たな施設は実情に合った整備とし、将来への負債となるような整備は行わないものとします。

(3)今後の進め方

緑の休暇村エリアのリニューアルに向けた基本計画等を策定し、具体的な整備計画や運営方針を定めます。また、地域の特性を踏まえた施設運営の体制強化を図りながら、令和14年度を目途としたリニューアルに向けて取り組みます。併せて、青根緑の休暇村いやしの湯における中規模改修工事等や木質バイオマスボイラー設置工事を進めます。

<想定事業スケジュール>



※上記スケジュールは、現時点の想定であり今後変更する可能性があります。

～ 参考 ～

インターネット調査会社が擁するモニターのうち、東京都、神奈川県、埼玉県、山梨県に在住で、なおかつ神奈川やまなみ五湖を訪れたことがある青根エリアに多少なりとも土地勘がある方600人を対象に実施したWEBアンケートの結果概要は次のとおりです。

Q 「青根緑の休暇村センター（宿泊施設）」に、「こういう機能やサービスが加わったら利用したくなる」と思うものを教えてください。（3つまで選択可）
（合計600サンプル）

用意した選択肢のなかで比較的回答が多かったのは「子ども連れで楽しめる施設」「地域産の野菜や川魚、ジビエ料理の提供」「おしゃれで清潔な外観・客室」など。

一方で、「ワーケーションがしやすい設備や環境」は約12%に留まる。

また、「ペットと共に泊まれるサービス」も約12%程度だが、そもそもペットを飼っている家庭は国内の平均で28%であることを考えると、ペットを飼っている家庭でペットと共に泊まれるサービスを望む人の割合は高い。（※出典：ペットに関する調査（2024年））



旧青根小学校跡地・旧青根児童保育園等の利活用

(1) 目指す方向性

方向性 1 地域振興の拠点に係る取組の推進

持続可能な地域づくりを推進するためには、来訪者（関係人口）を増やすことが不可欠であり、二地域居住や移住・定住を促進するための取組が必要です。そのため、旧青根児童保育園の施設や旧津久井消防署青根出張所跡地を活用して、地域資源である山や周辺の観光情報の発信のほか、空き家等の相談窓口などの取組を推進することにより、地域と来訪者をつなぐ拠点となる施設の整備に向けた検討を進めます。

方向性 2 未利用資産を活用した地域行事等の利用検討

地域コミュニティの維持・活性化に向けて、旧青根小学校跡地にある校庭及び体育館等の未利用資産を地域の伝統行事やイベントなどでの利用を図るため、利用に係る制度設計や環境整備に向けた検討を進めます。

方向性 3 青根地域センターの在り方検討

旧青根中学校に併設している青根地域センターについては、利用状況や地域のニーズを確認しながら在り方を整理し、廃止も含めた検討を進めます。

(2) 各施設の考え方

<各施設の方向性>

施設名	方向性
旧青根小学校跡地	地域行事などでの利用に向けて、課題を整理し対策を検討した上で、効果的・効率的な活用を図ります。
旧青根児童保育園	地域振興の拠点としての活用について検討するとともに、必要に応じて民間活力の導入に向けて市場性を確認します。
青根地域センター	施設の廃止も含めた在り方の見直しについて検討を進めます。



【旧青根小学校跡地】



【旧青根児童保育園】



【青根地域センター(和室)】

＜地域振興の拠点に係る考え方＞

登山前の登山者カードの受付や配布、ルート案内など、登山の玄関口としての機能を導入することで、地域への来訪者を増加させるとともに、地域内外の方々が交流できる場の創出や、情報発信の機能を充実させます。また、移住希望者や地域に関心のある方々が空き家等の利用について相談できる窓口を設置し、定住人口の増加を促進し、地域全体の活性化につなげます。



(3)今後の進め方

地域振興の拠点については必要な機能に加え、実現可能な整備手法等も含めた総合的な検討を進めるとともに、地域主体で運営することが持続可能な地域コミュニティの維持・活性化に重要であることから、新たな地域組織の創設に向けて取り組みます。

また、旧青根小学校跡地などの未利用資産を地域行事等で利用するため、地域の公共的団体との貸付に係る契約の締結やトイレ整備について検討するほか、青根地域センターの在り方について検討します。

＜想定事業スケジュール＞

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
・拠点検討 ・地域行事 利用の調整	旧青根小学校跡地の地域行事利用など					

※上記スケジュールは、現時点の想定であり今後変更する可能性があります。



【大運動会】



【文化祭】

取組 IV

移住・定住の促進に関する取組

(1) 目指す方向性

方向性 1 空き家等を活用した移住・定住に向けた取組の推進

地域には、空家等対策の推進に関する特別措置法（通称：空家法）で規定する「空き家」に該当しない物件が点在しているため、地域、行政、専門機関が連携して、それぞれの役割を果たしながら、移住者の獲得、居住人口の回復、さらには地域活力の再生につながるよう取り組みます。

方向性 2 新たな地域組織の創設と情報発信

移住・定住に係る取組を推進するため、地域住民で構成する新たな組織の創設やボランティアを募集するとともに、移住を希望する方に向けて地域の情報を発信します。

(2) 施策の内容

取組	内容
家財処分等補助制度の活用	空き家の利活用を促進するため、条件※1を満たす空き家所有者を対象に、家財処分に係る経費（家財道具の片付け及びそれに伴う清掃に要する経費でその額が5万円以上のもの）を補助します。【補助額】対象経費の1/2（上限20万円）
里まち移住・定住促進協議会※2と地域組織の連携	移住ポータルサイト「里まっち」による不動産情報の発信や課題事項の調整・整理、専門家（士業）への取り次ぎ役を担っている里まち移住・定住促進協議会と空き家等対策に取り組む地域組織が連携を図り、物件情報を収集するとともに移住希望者と所有者のマッチングを推進します。
建物・土地の多様な貸付等	多様化するニーズへの対応として、隣接する空き家と休耕田等を所有する同一所有者と移住希望者をマッチングし、一体的な貸し付けに取り組みます。
活動拠点の設置に向けた検討	土地建物所有者や移住希望者に対する相談窓口や情報集約機能等を有する「地域振興の拠点」の整備に向けて検討します。（取組Ⅲ：方向性1参照）
ボランティアの募集	物件や土地の情報管理、家屋や物置等の片付け作業、樹木の伐採、草刈りなどを行うボランティアを募集し、地域は応募者を支援します。
地域情報資料の作成	移住希望者向けに、青根地域で生活する上での心得や留意事項をまとめた資料を作成し、環境面や生活面等の実態を発信することで、移住後のミスマッチを防ぎ定住を促進します。
新たな地域組織の組成	空き家等対策を推進することを目的に、移住経験者や地域内の情報を収集し管理する方等で構成する新たな地域組織の組成に向けて取り組みます。

(3)今後の進め方

中山間地域における地域コミュニティの維持や活性化のためには、移住・定住の促進が必要不可欠であることから、取組を推進する新たな地域組織を組成し、地域が主体となって里まち移住・定住促進協議会等との連携を図ることで、所有者(地権者)と移住希望者のマッチング支援に取り組みます。

また、里まち移住・定住促進協議会は地域組織から提供された物件等の情報を、移住ポータルサイト「里まっち」に掲載するなどし、地域内外へ発信します。

<想定事業スケジュール>

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
新たな地域組織の創設	地域組織と里まち移住・定住促進協議会との連携による取組など					

※上記スケジュールは、現時点の想定であり今後変更する可能性があります。

～ 参考:移住ポータルサイト「里まっち」の移住サポートについて ～



※1：補助の対象となる物件は、次のいずれも満たす必要があります。

- ①本市の中山間地域に所在及び登記されている一戸建ての空き家であること。災害ハザードの区域外にあること。
- ②補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までは贈与、売却又は賃貸により移住者の居住の用にのみ供すること。
但し、移住者のうち既に中山間地域に住民票を異動し、かつ、賃貸物件に居住する場合は売却により供する場合のみを対象。
- ③次のア又はイのいずれかに該当すること。
ア：家財処分等を実施した日から起算して3か月以内又は市空き家家財処分等補助金交付要綱第9条の規定による交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、市の指定する移住者向け物件紹介サイト等に登録する物件
イ：市が指定する移住者向け物件紹介サイト等に登録した同一年度内に家財処分等を実施する物件
- ④過去に補助金の交付により家財処分等を実施した物件ではないこと。

※2：里まち移住・定住促進協議会＝事務局の(一社)藤野観光協会のほか、宅地建物取引業者、建築業者、金融機関、司法書士事務所、(一社)相模湖観光協会、(一社)津久井観光協会、藤野商工会、森のイノベーションラボ FUJINO で構成される組織

(1) 目指す方向性

方向性 1 地域おこし協力隊の登用にに向けた検討

青根地域への来訪者を増加させるためには、イベントの開催や魅力発信を推進するとともに、中山間地域内における人的交流やネットワークを構築する必要があるため、高齢化や担い手不足の状況を踏まえて、新たな担い手として地域おこし協力隊の登用にに向けた取組を進めます。

方向性 2 特色ある観光・体験プログラム等の提供と環境整備

地域の魅力を最大限に引き出し、何度も訪れたいくなる青根を実現するためには、観光コンテンツの充実が重要となるため、地域おこし協力隊や地域団体、交流人口等による山と川に囲まれた地域の特性や資源を活かした特色ある観光プログラムや体験プログラムの提供に取り組めます。

(2) 施策の内容

地域おこし協力隊※1 の登用	地域組織の活動を支援し、空き家等の活用による移住支援や体験型ツアーの企画など観光コンテンツの充実を図る担い手として、地域おこし協力隊を登用します。
地域の魅力に関する 情報発信	緑区紹介サイトやInstagramなどのSNSを活用し、イベントや季節の情報など地域の魅力に関する情報などを発信します。
地域食材を活用した メニューづくり	青根緑の休暇村いやしの湯等で提供する目玉となる、地元食材を活用したメニューを考案します。
景観デザインの統一 化等による集客に向 けた取組	施設の認知度や集客力の向上を図るため、緑の休暇村エリア等の施設を案内する看板を改修するなどし、国道413号や県道76号からの誘客に向けて取り組みます。
登山口における観光 トイレ及び駐車場の 整備	近年増加する登山客の利便性を向上するため、神奈川県と連携し、登山口である釜立林道入口付近に観光トイレ及び駐車場の整備に向けて取り組みます。
ローカル 10,000 プロジェクト※2の 活用支援	ローカル10,000プロジェクトの活用を希望する民間事業者等と調整を図り、事業実施や広報活動などの支援に取り組めます。

※1：地域おこし協力隊＝都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売PR等の地域支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、当該地への定住や定着を図る取組

※2：ローカル 10,000 プロジェクト＝地域経済循環創造事業交付金（総務省所管）。産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新規事業の立ち上げを支援する制度

(3)今後の進め方

関係人口の創出や移住・定住の促進等による地域振興を図るため、地域おこし協力隊の登用に向けて取り組みます。また、青根地域の持つ自然や文化などの資源を最大限に活用し、来訪者が地域の魅力を感じることができるよう、地域の特色を生かした差別化と価値向上を目指し、農産物や体験プログラム等をブランディングすることで、地域の経済の活性化に取り組みます。

<想定事業スケジュール>

令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
地域おこし協力隊の登用に向けた検討	地域おこし協力隊の募集・委嘱	地域と地域おこし協力隊との連携による取組				
登山口における観光トイレ及び駐車場の整備						
地域の魅力に関する情報発信など						

※上記スケジュールは、現時点の想定であり今後変更する可能性があります。

～ 参考:地域おこし協力隊について ～

平成21年度から総務省が実施する制度で、活動期間は概ね1年以上3年以下(令和8年度より最大5年とする特例開始)で、都市部から過疎化の進む地域に移住した「協力隊員」が自治体の委嘱を受け地域の問題解決や活性化のための活動に携わります。活動内容は地域によって異なり、農林水産業など一次産業への従事をはじめ、特産物を活かした商品開発、デジタル化などの住民の生活支援、交流の場づくりなど多岐にわたります。隊員は地域内で活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ります。



出典:地域おこし協力隊 活動領域マップ

第5章 推進体制

地域振興策の推進に当たっては、行政だけでなく、地域住民、地域団体、専門機関、民間事業者、大学などの教育機関が、それぞれの役割を継続的に果たしていくことが重要です。これらの主体が相互に連携し、地域の特性を生かした取組を進めることで、地域の魅力を最大限に引き出し、持続可能な地域振興につなげていきます。また、取組状況の把握や地域の意見を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行うとともに、「青根のまちづくり検討委員会」などの地域組織と情報共有を図り、取組の実効性を高めていきます。

<推進主体の役割>

(1)市の役割

市は、地域振興策に掲げる各施策を推進するため、公共施設の改修等に取り組むとともに、地域や民間事業者、専門機関との連携を強化し、各主体の活動を支援する役割を担います。

また、青根地域の豊かな自然環境を将来にわたり守りながら活用していくため、観光振興や土地利用において自然との共生を意識した取組を進めるとともに、地域の主体的な活動を支援し、企業や大学など多様な主体との連携を図りながら地域振興策を推進します。

(2)指定管理者(緑の休暇村エリア)の役割

①施設の適切な管理運営

指定管理者は、緑の休暇村センター、青根緑の休暇村いやしの湯及び津久井合唱館の管理を適切に行い、利用者の安全性及び快適性を確保します。施設運営に当たっては、条例の設置目的の趣旨を踏まえつつ、民間事業者の知見やノウハウを生かした質の高いサービス提供、環境負荷の低減や自然環境への配慮などが求められます。

②地域資源の発信と観光促進

施設を活用した情報発信や観光案内を通じて、青根地域の魅力を発信します。また、地域の特産品や文化、歴史などを紹介する展示やイベントなどを通じて、交流人口の拡大や地域のにぎわい創出に寄与します。

③地域との連携

地域住民や地域団体、行政等と連携し、地域行事やイベントの企画・運営に協力するなど、施設運営を通じて地域活性化に寄与する役割を担います。

(3)地域住民や地域団体の役割

①地域コミュニティの強化

地域住民が積極的に地域活動やイベントに参加・参画し、主体的に青根地域の魅力を発信します。また、地域での体験活動などを通じて来訪者や移住希望者、民間事業者との交流機会を創出するとともに、空き家等の地域情報を整理し、所有者や移住希望者のニーズを把握することが期待されます。

②地域のアイデンティティの確立

自然環境や歴史・文化を生かした地域の個性を大切にし、住民一人一人が青根の魅力を発信する担い手となることで、地域への誇りや愛着の醸成を図ります。

＜多様な主体との連携・協働の推進（主体別に期待される役割）＞

地域振興は行政や地域住民のみで進めることはできず、多様な主体との連携・協働が不可欠です。そのため、各主体に期待される役割を明確にし、相互に連携を図ります。

（4）里まち移住・定住促進協議会などの専門機関に期待される役割

①移住・定住に向けた助言と支援

移住・定住に関する専門的な相談対応を行うとともに、移住希望者と物件所有者のマッチングを支援するなど、地域の実情に即した支援を行うことが期待されます。

②情報発信

移住促進に向けた情報発信や物件情報の提供を行い、移住希望者が安心して定住できる環境づくりを支援することが期待されます。

（5）民間事業者期待される役割

①地域経済の活性化

地域住民や行政と連携し地域資源を活用したビジネスモデルの創出や、地域の特産品の開発・販売等を通じて、地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

②地域に密着したサービスの提供

地域のニーズを踏まえたサービスの提供や、地域住民とともに行う体験プログラムの実施など青根地域の特色を生かした事業の展開が期待されます。

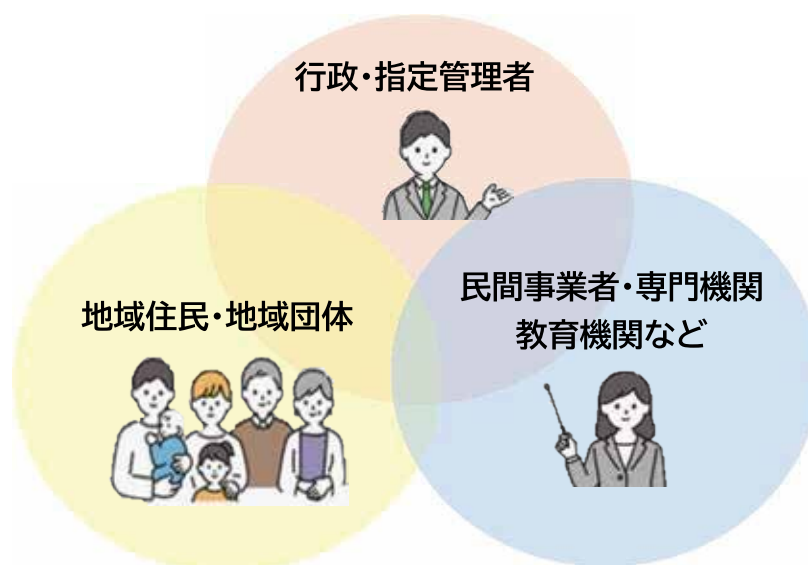
（6）大学などの教育機関に期待される役割

①地域振興に向けた研究と提案

地域資源の活用方法や地域活性化に向けた新たなアイデアなど、専門的知見を生かした研究や提案が期待されます。

②学生の地域貢献活動

学生が地域活動やイベント運営などに参加することで、地域と若者との交流を促進し、地域振興への関心を高めることが期待されます。





参 考 資 料

1 青根のまちづくり検討委員会会則

(目的)

第1条 青根のまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）は、青根地域の活性化に資するため、地域振興策等について協議、検討することを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 青根地域内の地域資源や公共施設等を利活用した地域振興策に関すること
- (2) 近隣他地域との連携に関すること
- (3) 青根地域の活性化に向けた事業の推進に関すること
- (4) 青根地域の地域振興事業の実施状況の確認
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要な事項

(委員及び任期)

第3条 委員は青根地域振興協議会等の青根地域に地縁のある団体から推薦された者で構成する。

2 前項に定める者のほか、次の各号に掲げる委員を加えることができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 緑区内の住民
- (3) 前各号のほか、委員会の目的に賛同する者

3 委員の任期は、第1条の協議、検討が終了するまでの間とする。ただし、団体等から推薦された委員についてはこの限りではない。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 第6条第2項に定める検討部会の部会長、副部会長
 - (6) 青根地域内の各自治会の代表者
 - (7) その他役員とするのが相当と認められる者
- 2 委員長、副委員長、監事及び会計は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときにはその職務を代理する。
- 5 監事は委員会の業務及び経理を監査する。
- 6 会計は委員会の会計を処理する。
- 7 第1項第5号から第7号の役員は委員会の事業の遂行にあたる。

(会議)

第5条 委員会には次の会議を設置する。

- (1) 全体会 全委員での意思決定等
- (2) 役員会 委員会の進行管理等

(検討部会の設置)

第6条 委員会の運営上必要と認めたときは、検討部会の設置並びに部会員を選任することができる。

- 2 検討部会には部会長と副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 3 部会長は会務を総理し、検討部会を代表する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときにはその職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 全体会、役員会及び検討部会の開催は、各会議を代表する者が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)

第8条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
(事務局)

第9条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置くものとする。

- 2 委員会の事務局は、委員長の定めるところに置く。
(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか委員会の運営その他必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この会則は、令和元年5月14日から施行する。

この会則は、令和5年6月12日から施行する。

～ 検討部会の設置に関する申し合わせ事項（令和5年6月12日～）～

- 1 青根のまちづくり検討委員会会則第6条第1項に基づき設置する検討部会は、表1の部会とする。
- 2 前項の検討部会の設置を受け、各検討部会の団体からの部会員については下表2のとおり選任する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、全体会の承認を経て部会員を下表以外の者から選任することができる。

表1 設置する検討部会

公共施設利活用検討部会	公共施設の今後の活用や機能拡充などについて検討
地域振興検討部会	地域の強みを生かした事業や地域特有の課題について検討

表2 部会員の選任

団体名	公共施設利活用検討部会に 選任する人数	地域振興検討部会に 選任する人数
青根地区自治会連絡協議会 (※会長は両部会に選出)	協議会長 1 自治会長 6	協議会長 1 副自治会長 6
青根地域振興協議会	自治会代表 6	自治会代表 6
青根地域センター運営委員会	1	—
(一社) 青根振興協議会 (※理事長は両部会に選出)	2	2
緑の休暇村 青根野営組合	1	2
青根地域観光活性化委員会	社団法人選出 1 自治連選出 1 振興選出 2	社団法人選出 4 自治会選出 6 構成員 1
青根婦人会	—	1
青根体育振興会	1	—
青根公民館	1	—
青根地区商工会代表	—	1
青根財産区管理会	1	—

2 青根のまちづくり検討委員会委員名簿

(令和7年度)

No.	役職名	氏 名	所 属	公共施設 利活用 検討部会	地域振興 検討部会
1	委員長	関戸 正文	青根地域振興協議会会長、青根地域観光活性化委員、青根地域センター運営委員会委員	○	○
2	副委員長 公共施設利活用 検討部会長	吉濱 浩一	青根地域振興協議会幹事、青根体育振興会副会長	○	○
3	副委員長 地域振興検討部 会長	海老根 英人	青根地域観光活性化委員	○	○
4	副委員長	関戸 朝一	青根野営組合理事長	○	○
5	公共施設利活用 検討副部会長	佐藤 住男	青根地域振興協議会幹事	○	○
6	地域振興検討副 部会長	井上 信一郎	青根地域観光活性化委員	○	○
7	役員	高井 茂	音久和自治会長、青根財産区管理会会長、青根地区自治会連絡協議会会長、 青根地域振興協議会幹事、青根地域観光活性化委員会委員	○	○
8	役員	柳川 良平	荒丸自治会長、青根地域振興協議会監事、青根地区自治会連絡協議会監事	○	○
9	役員	大前 安悟	東野自治会長、青根地域振興協議会監事、青根地区自治会連絡協議会副会長、 青根地域観光活性化委員会委員	○	○
10	役員	山口 増男	上野田自治会長、青根地域振興協議会幹事	○	○
11	役員	甘利 義憲	上青根自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地区自治会連絡協議会監事	○	○
12	役員	井上 智	大川原自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地区自治会連絡協議会副会長、 青根地域観光活性化委員会委員	○	○
13	役員	天野 眞一	(一社)青根振興協議会理事長、青根地域観光活性化委員長、青根地域振興協議会幹事	○	○
14	会計	井上 守	青根地域振興協議会幹事、青根財産区管理会委員	○	○
15	監事	佐藤 経良	(一社)青根振興協議会委員、青根地域観光活性化副委員長、青根地域振興協議会幹事	○	
16	監事	天野 行雄	体育振興会会長、東野副自治会長、青根地域振興協議会幹事 青根地区自治会連絡協議会委員	○	
17	委員	井上 和男	青根地区商工会代表、青根財産区管理会委員、青根地域振興協議会委員		○
18	委員	柳川 要造	青根地域センター運営委員会会長、青根地域振興協議会委員	○	
19	委員	永井 教明	青根地域振興協議会幹事、青根野営組合	○	
20	委員	関戸 武	青根地域振興協議会幹事	○	
21	委員	大塚 順	青根地域振興協議会幹事	○	
22	委員	井上 宣明	青根地域観光活性化委員会		○
23	委員	井上 和弘	大川原副自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地区自治会連絡協議会委員		○
24	委員	加藤 郁	青根地域振興協議会幹事		○
25	委員	眞鍋 剛	青根地域振興協議会幹事、青根地域観光活性化委員		○
26	委員	加藤 松雄	青根野営組合		○
27	委員	林 榮	青根地域振興協議会幹事	○	
28	委員	井上 保男	青根地域振興協議会幹事	○	
29	委員	松本 雅之	青根公民館長、青根地域振興協議会委員、青根地域センター運営委員会副会長	○	
30	委員	柳川 敏彦	荒丸副自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地域観光活性化委員、 青根地区自治会連絡協議会委員		○
31	委員	関戸 けい子	婦人会長、青根地域振興協議会委員、青根地域センター運営委員会副会長		○
32	委員	佐藤 一彦	(一社)青根振興協議会委員、青根地域振興協議会委員		○
33	委員	永井 稔	青根地域観光活性化委員		○
34	委員	山口 克明	上野田副自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根財産区管理会委員、 青根地区自治会連絡協議会委員		○
35	委員	佐藤 豊光	上青根副自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地区自治会連絡協議会委員		○
36	委員	有賀 陽一	音久和副自治会長、青根地域振興協議会幹事、青根地区自治会連絡協議会委員		○

3 地域振興策検討経過（青根のまちづくり検討委員会（部会含む））

<令和6年度>

回 数	日 程	内 容
第1回	令和6年11月19日	青根のまちづくり検討委員会 全体会 ➡地域振興策の策定について

<令和7年度>

回 数	日 程	内 容
第1回	令和7年6月9日	第1回公共施設利活用検討部会 ➡(仮称)緑の休暇村エリア公共施設リニューアル作戦会議①
第2回	令和7年7月8日	第1回地域振興検討部会 ➡旧青根中学校利活用事業者との連携
第3回	令和7年7月29日	第2回公共施設利活用検討部会 ➡(仮称)緑の休暇村エリア公共施設リニューアル作戦会議②
第4回	令和7年8月28日	第3回公共施設利活用検討部会 ➡(仮称)緑の休暇村エリア公共施設リニューアル作戦会議③
第5回	令和7年9月16日	第2回地域振興検討部会 ➡空き家・荒廃地対策の検討とサポート体制等地域課題①
第6回	令和7年9月30日	第4回公共施設利活用検討部会 ➡旧青根小学校、旧青根児童保育園の利活用の方向性①
第7回	令和7年11月6日	第3回地域振興検討部会 ➡空き家・荒廃地対策の検討とサポート体制等地域課題②
第8回	令和7年11月28日	第5回公共施設利活用検討部会 ➡旧青根小学校、旧青根児童保育園の利活用の方向性②
第9回	令和7年12月18日	青根のまちづくり検討委員会 全体会 ➡令和7年度の各部会における検討結果（報告） ➡持続可能な地域振興に向けた新たな組織の設置 ➡今後の流れ（地域振興策の策定に向けて等）

4 青根のまちづくり検討委員会通信

「青根のまちづくり検討委員会」通信

(令和7年12月)

緑の休暇村センター・青根緑の休暇村いやしの湯・津久井合唱館(以下、「市有3施設」です。)のリニューアル作戦会議の成果をご報告します！

【発行】
青根のまちづくり検討委員会
公共施設利活用検討部会
【問い合わせ先】
緑区役所地域振興課
青根地域振興班
042-775-8801

この通信は青根のまちづくり検討委員会の公共施設利活用検討部会での検討内容を地域の皆様にお伝えるために発行するものです。

緑の休暇村センター



いやしの湯



津久井合唱館



1 リニューアル作戦会議って何？

市有3施設の再整備や利活用の方向性を定めるため、青根のまちづくり検討委員会の公共施設利活用検討部会において、委員や市、コンサルタントで検討を行いました。

2 青根のまちづくり検討委員会について

青根地域内の地域資源や公共施設等を利活用した地域振興策の策定や、地域の活性化に向けた事業の推進等について協議や検討することを目的に設立しました。公共施設利活用検討部会(委員23名)では、市有3施設の今後の利活用や機能拡充などについて検討を行いました。

3 リニューアル作戦会議で議論をしたこと

※詳細は別紙をご参照ください。

第1回テーマ：市有3施設のコンセプトを整理しよう(令和7年6月9日)

【情報提供】地域のデータ分析、首都圏住民アンケート・利用者インタビュー結果

【議論の成果】市有3施設の今後の役割

- ➡ 施設のターゲットについては関係人口(継続的関わり)と交流人口(一時的関わり)で幅広い意見。ターゲットを明確にしていくことが必要。

市有3施設の運営に関する地域の考え

- ➡ 民間事業者と地元が連携して施設を運営することを視野に入れて検討。

第2回テーマ：公共施設リニューアルアイデアを考えよう(令和7年7月29日)

【情報提供】整備パターンの考え方、6つの整備パターン案

【議論の成果】施設の整備パターン

- ➡ 既存の休暇村センターは洪水ハザードエリアの外へ建替え。宿泊機能を望む声が大多数。その他「体験・交流」「飲食」「物販」の機能を望む意見も有り。

第3回テーマ：施設の再整備・運営の方向性をまとめよう(令和7年8月28日)

【情報提供】3つの整備パターン案の再提示、(一社)青根振興協議会役員のヒアリング結果

【議論の成果】施設の再整備の方向性

- ➡ 余暇として青根を訪れる来訪者(交流人口)をターゲットとした宿泊機能をメインとし、飲食や多目的ルーム等の機能をプラスする。

施設の運営の方向性

- ➡ 「自分たちで地域のことを担っていく」という姿勢は失わないが、(一社)青根振興協議会の人材面の課題を考慮し、民間事業者が関わることを検討する。

4 リニューアル作戦会議のまとめ

【作戦会議の中で整理した前提条件】

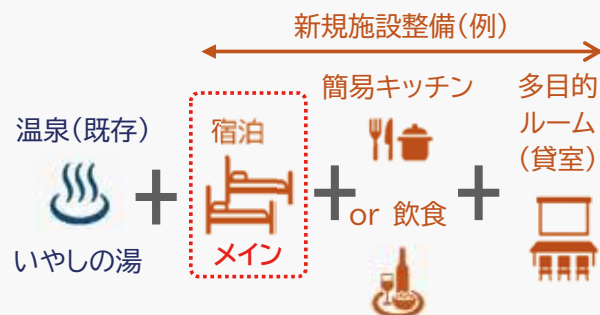
- **いやしの湯は今後もそのまま温泉施設として活用する。**
- **施設の整備に当たっては、既存の休暇村センターや津久井合唱館は改修（リノベーション）ではなく、洪水ハザードエリアの外への建替えとする。**
- 休暇村エリアの施設の収支が各施設単独で黒字となることを前提とし、赤字想定での施設整備は行わない。運営の不足分を指定管理料として支払うことも想定しない。

【休暇村エリアの公共施設の今後の方向性(基本的な考え方)】

- 今後も地域が継続して関わっていくが、地域人材の高齢化等の実情を踏まえ、今後は**民間事業者との連携を検討する。**
- **新たな公共施設は地域の身の丈に合った整備とし、将来への負債となるような整備はしない。**

【施設の導入機能に関する議論のまとめ】 【施設に備える想定機能(例)】

- 施設を整備する目的は「来訪者が青根に滞在できる場所を用意すること」であり、**宿泊機能は第一に望む機能**である。
- そのうえでさらに機能（飲食や多目的ルーム（貸室）、コワーキング、物販など）を付加するかは運営体制次第で変わる。

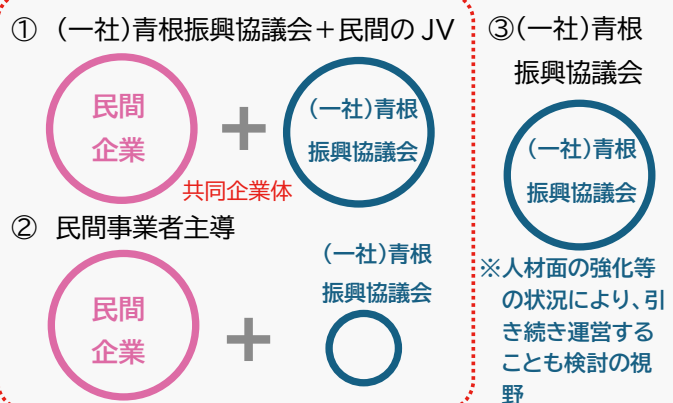


【施設の運営に関する議論のまとめ】

- 現状では、(一社)青根振興協議会単独で施設運営を継続することは困難となる可能性がある。
- 休暇村エリアの公共施設は、今後**(一社)青根振興協議会と民間事業者とのJV(共同企業体)または民間事業者主導による運営の可能性を検討していくことが望まれる。**

【運営体制の想定】

市場性調査



【事業展開に関するまとめ】

- 地域は(一社)青根振興協議会と青根野営組合の一体化を望んでいる。

- (一社)青根振興協議会と青根野営組合が休暇村エリアと青根キャンプ場の運営を一体化することを必要に応じて検討する。

【リニューアル作戦会議の今後について】

市が休暇村エリアリニューアルに向けた基本計画等の策定に向けて取組を進めていきます。

緑の休暇村エリア公共施設リニューアル作戦会議 全3回の議論のまとめ(1/2)

別紙

議論の対象

市有3施設
(緑の休暇村センター、いやし湯、津久井合宿館)

会議の目標

市有3施設の再整備・利活用の方針(どのような機能を果たせるべきか、そのためにはどのような改修もしくは再整備を行うべきか)を定め、今後の道筋を明確にする

会議の参加者

青根のまちづくり検討委員会のうち、公共施設の活用について検討する「公共施設活用検討部会」21名



第1回作戦会議(6月9日)

論点1: 地域経営(持続可能な地域づくり)の視点からみた市有3施設の今後の役割

3施設の今後の役割として、収益性を求めるかどうか、ターゲットは関係人口か、交流人口かという視点から、参加者全員から意見を述べていただきました。



【議論の成果】

施設のターゲットについては関係人口から交流人口まで幅広く意見があったことから、施設に対する共通したイメージがあるわけではなく、ターゲットを明確化していくことが必要

論点2: 市有3施設の運営に関する地域の考え

今後の施設運営に民間事業者の参入をどのように考えるか(地域外の民間事業者の参入を許可するかどうか)について、以下のA~Dの選択肢を示して参加者全員から意見を述べていただきました。

選択肢	回答数	当該選択肢を選んだ理由等
A 地元の組織・人材のみで運営したい	3件	・可能な限り地元組織・人材のみで運営したい。
B 地元組織を中心としつつ、専門的なノウハウやマンパワーの不足を民間事業者の力でサポートしてほしい	9件	・本来は選択肢Aが好ましいが、人口減少や高齢化の状況を鑑みると現実的でない。 ・DX等、専門的な知識やノウハウが必要になる場面が想定されるため。
C 施設の運営はなるべく外部の民間事業者に任せ、地域の人はサポートにまわりたい	5件	・本来は選択肢AあるいはBが好ましいが、整備時期を迎えるまでに人口減少や高齢化等が一層進行してしまい、現実的には選択肢Cを選ばざるを得ない。 ・公営が適切なのではないかと。
D その他	2件	・市有3施設の運営のような「儲けられないが重要な事業」は行政が担うべき。

【議論の成果】

大半の参加者は民間事業者が関わることにしても許可しているため、民間事業者と地元が連携して施設を運営していくことも視野に入れて検討していくことが求められている

第2回作戦会議(7月29日)

【整備パターン提示の考え方】

【整備パターンの区分①】

休暇村センター建築物の扱い
・既存建築物をリノベーションして活用する
・休暇村センター建築物は撤去し、新たな建築物を整備しない
・既存の休暇村センターは撤去し、道志川の洪水浸水想定区域の外に新たに建築物を建築する

【整備パターンの区分②】

ターゲットは交流人口か、関係人口か
・交流人口を主なターゲットとする
・関係人口を主なターゲットとする

オプションメニュー

・河川と一体的なオープンスペースを整備する
・合宿館の建築物をリノベーションして別用途に活用する

【リニューアルパターンの比較】

パターン	整備・運営パターン A案	整備・運営パターン B案	整備・運営パターン C案
概要	農業者など若年層が滞在し、地元の人や観光客を誘引する(関係人口)の活動の拠点となる。地域の内外の人が一緒に新たな青根のまちづくりについて学び、チャレンジをするための拠点施設	川遊び、山遊び、整備、キャンプなど様々な余暇活動のために青根を訪れたい若年層や観光客の活動拠点	夜景をベースとして、地元組織のみで運営が可能となるように施設の規模を最小限とする
ターゲット	主に青根を観光で訪れる人々(関係人口)や、青根の地域住民	主に余暇として青根を訪れる来訪者(交流人口)	主に余暇として青根を訪れる来訪者(交流人口)
施設に備える主要機能	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)
施設に備える主要機能	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)
運営体制のイメージ	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他

【議論の成果】

参加者の意向は、ほぼすべて「既存の休暇村センターは取り壊し、洪水ハザードを考慮して安全な場所に建て替える」ことであり、パターン①~③のいずれかを希望。

【具体的な機能の意見】
・温泉: 宿泊機能は引き続き青根にほしいという意見が大多数
・温泉: 青根のことを体験してほしい、旧青根中学校と連携した体験活動ができるのでは等
・飲食: 飲食できる場所が少ない等
・施設: 収益性のある機能が必要(例: マーケット)等

第2回では運営面の議論が深まらなかった

緑の休暇村エリア公共施設リニューアル作戦会議 全3回の議論のまとめ(2/2)

第3回作戦会議(8月28日)

施設の整備・運営のパターン(二次案)

パターン	整備・運営パターン A案	整備・運営パターン B案	整備・運営パターン C案
名称	AONEライフパス(地域づくり拠点)	AONEアクティビティベース(活動拠点)	AONEアクティビティベース-ミニマム案
概要	農業者など若年層が滞在し、地元の人や観光客を誘引する(関係人口)の活動の拠点となる。地域の内外の人が一緒に新たな青根のまちづくりについて学び、チャレンジをするための拠点施設	川遊び、山遊び、整備、キャンプなど様々な余暇活動のために青根を訪れたい若年層や観光客の活動拠点	夜景をベースとして、地元組織のみで運営が可能となるように施設の規模を最小限とする
ターゲット	主に青根を観光で訪れる人々(関係人口)や、青根の地域住民	主に余暇として青根を訪れる来訪者(交流人口)	主に余暇として青根を訪れる来訪者(交流人口)
施設に備える主要機能	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)
施設に備える主要機能	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)	温泉(湯宿)、いやし湯、新築施設整備(仮) → 温泉(湯宿) + いやし湯 + 新築施設整備(仮)
運営体制のイメージ	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他	(ア) 緑の休暇村エリア再整備後は、民間事業者が担う (イ) なるべく早く民間事業者が担う(仮)整備が完了後、民間事業者が担う (ロ) 民間事業者と共同企業体を設立し、一般社団法人青根振興協議会(以下、「協議会」という)が共に運営に力を入れる (ハ) 協議会単独で運営を行いたい (ニ) その他

第3回は、参加委員が3つのグループに分かれて、グループごとに議論をしました。以下は各グループの発表の要点です。

【①グループ】

整備: C案(活動拠点 ミニマム案)

運営: まずは、I(協議会単独で運営)、10年後は A~ウのいずれか

【①グループの議論の要点】
・「自分たちが地域のことを担っていく」というブレない軸に沿って考えることが大事。
・軸に沿って考えると、施設は手間のかかるものをつくる民間に委ねるのではなくまずは地域だけでできるものをつくる。コンパクトだが便利なものをつくり、拡張していく可能性を残す。
・地元が施設に関わり続けるため、というポジティブな意味のC案で運営。
・協議会単独でがんばる間に、他の地域との連携や野営組合との連携などの取組にチャレンジする。

【②グループ】

整備: B案(活動拠点)をベース(A案(地域づくり拠点)や温泉のみ)

運営: I以外のいずれか(民間事業者に任せ or 共同企業体)

【②グループの議論の要点】
・自分たちががんばりたいという気持ちと現実的な問題(高齢化や担い手の不在など)の間で揺れている状態。
・協議会の現実を踏まえると、Iは現実的ではないが、自分たちが地域のことを担っていくという姿勢は失わないようにしたい。
・整備と運営体制のパターンは別の選択肢もあるのではない。(地域でいやし湯の運営に注力。新たな機能導入については、現休暇村センターの土地(市所有地)で施設整備と運営は民間に委ねるなど)
・協議会が青根野営組合と一体化できるならば、それに越したことはない。

【③グループ】

整備: (温泉の利益をなくさない)B案orC案

運営: A(民間事業者は地域の野営組合)orウ

【③グループの議論の要点】
・新施設はいやし湯の利益を無くさないものとすることが重要。温泉と温泉に付随する施設という考え方である。
・現在と同程度の施設を運営できればよいが、継続性が課題。青根キャンプ場と一体的に運営を継続できるとよい。
・これまで両組織の間でいろいろあったが、野営組合と協議会をひとつの組織にするときが来ているのではないかと。

【委員※の個人意見の傾向(まとめ)】 ※第3回作戦会議参加委員: 16名

・整備パターンは「B案」+「C案」が12件 → 主に余暇として青根を訪れる「交流人口」をメインとした宿泊機能が75%
・運営パターンは「(ウ)共同企業体(UV)」が7件、「(ア) + (イ)民間事業者」が7件 → UV(約44%)・民間事業者(約44%)と民間事業者が運営体制に関わる意見が約88%

「青根のまちづくり検討委員会」通信 vol. 2

(令和 8 年 1 月)

令和7年6月から12月にかけて、地域の活性化に向けた事業の推進等について、協議・検討してきた委員会(部会含む)の結果をご報告します！

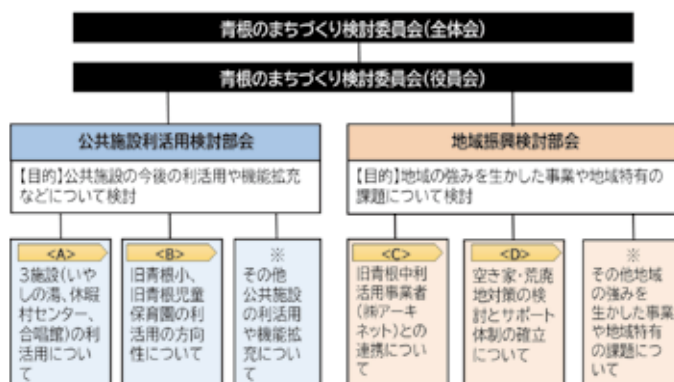
【発行】
青根のまちづくり検討委員会

【問い合わせ先】
緑区役所地域振興課
(青根地域振興班)
042-775-8801

1 検討体制について

検討委員会(全体会:委員36名)内に公共施設の今後の利活用や機能拡充などについて検討する「公共施設利活用検討部会(委員23名)」と、地域の強みを生かした事業や地域特有の課題について検討する「地域振興検討部会(委員27名)」の2つの専門部会を設置し、検討を行いました。

各部会の検討結果は全体会で確認を行い、承認された内容は今後策定する「(仮称)青根地域振興策」に反映してまいります。



2 公共施設利活用検討部会で議論をしたこと

※詳細は別紙をご参照ください。

A:市有3施設(緑の休暇村センター・青根緑の休暇村いやしの湯・津久井合唱館)の利活用について

(令和7年6月9日、7月29日、8月28日)

※リニューアル作戦会議と題し、3施設の今後の役割や運営に関する地域の考えについて検討しました。詳細は前号の「青根まちづくり検討委員会」通信(令和7年12月)をご覧ください。

B:旧青根小学校跡地及び旧青根児童保育園の利活用の方向性について

(令和7年9月30日、11月28日)

【検討内容】

- ・旧小学校跡地における「地域振興の拠点(来訪者と地域をつなぐ場所)」の整備に向けた施設の在り方(必要な機能、管理運営主体など)
- ・旧児童保育園の地域利用や活用の方向性

【議論の成果】

- :既存の公共施設では設備(駐車場・トイレ等)が不十分で、来訪者への案内等の対応場所がない(活用できない)ため、旧小学校跡地に「地域振興の拠点」が必要
- :拠点では「総合案内機能(観光や登山情報・空き家等相談)」や「地域内外の方が交流できる機能」を担う
- :拠点では情報発信や各種相談・案内窓口対応に取り組み、運営は地域主体で行う
- ★:今後は市が拠点の整備等について庁内で議論し決定する(現時点での設置の確約はなし)
- ★:旧小学校の校庭・体育館を地域行事利用が可能となるよう、使用貸借契約の締結などに向けた準備を進める
- ★:旧児童保育園は地域利用が想定されないため、民間活力を導入した利活用を図るため、市場性を確認する
- ★:推進体制として拠点運営を担う新たな組織の設置に向け取り組む



3 地域振興検討部会で議論をしたこと

※詳細は別紙をご参照ください。

C:旧青根中学校利活用事業者(株)アーキネットとの連携について (令和7年7月8日)

※7月9日～8月31日まで同社との連携に向けたアイデアを募集(結果:4件応募有)

【検討内容】

- ・同社が掲げる「青根リトリート構想」の実現に当たり、今後宿泊施設で展開する体験プログラムの講師役や地元食材の提供など地域と連携したい項目について、同社と意見交換を実施

【議論の成果】

○:講師などで協力いただけそうな方の情報を同社へ提供した

例)炭焼き、木工、溪流釣り、野菜・果物・小麦等栽培、林業、茶道、座禅、重機操作、陶芸・昆虫の竹細工、登山、蕎麦打ち等の活動をされている方

★:今後は提供した情報を踏まえ、詳細は同社が個別に調整を進める

D:空き家・荒廃地対策の検討とサポート体制の確立について (令和7年9月16日、11月6日)

【検討内容】

- ・空き家や休耕田と思われる物件や土地の情報収集(洗い出し)
- ・対策を進める上での基本的な考え方の整理
- ・問題点(課題)への具体的な対応策の検討



【議論の成果】

○:対策を進めるためには地域・行政・専門機関の連携は必須。それぞれが担う役割を長期的に展開することで移住者の獲得、居住人口の回復と地域活力の再生に繋がる

★:今後は①家財処分等補助制度の活用、②里まち移住・定住促進協議会と地域組織の連携
③建物・土地の多様な貸付等、④相談窓口や情報集約機能を有する拠点の設置、⑤学生ボランティアの募集、⑥移住に向けた環境面や生活面等に関わる地域情報資料の作成に取り組む

★:推進体制として移住対策に取り組む新たな組織の設置に向けて検討を進める

4 まとめ(今後の予定)

★:地域の意見を踏まえ、市が(仮称)青根地域振興策の策定に向けて、庁内検討を進める。

★:地域は「地域振興の拠点」に係る運営や移住対策に取り組む「新たな地域組織」の設置に向けて検討を進める。

※詳細は別紙をご参照ください。

<新たな地域組織の創設に当たって>

- ・今後、公募や推薦によりご協力いただける方を募集してまいります。(青根地域振興協議会や市から活動費等のお支払いを想定)
- ・組織の活動日や詳細な担当業務は、ご協力いただける皆様の都合を伺い決定します。(無理の無い範囲で活動を開始します。)
- ・令和8年度は組織運営の詳細を検討・決定し、できることから着手します。
- ・当面の間の活動場所は、青根公民館を想定しています。
- ・組織の名称は(仮称)青根地域総合交流センター運営委員会とし、右図のような活動を行う予定です。

(仮称)青根地域総合交流センター運営委員会	
<新たな組織が担う主な役割> A:地域振興の拠点の運営 (例:観光案内、登山案内など) B:地域の困り事(草刈りや空き家等)相談受付、里まち移住・定住促進協議会等への協力依頼 C:地域の行事や魅力等の情報発信 D:釜立林道ゲート付近の駐車場及び観光トイレの清掃等維持管理 E:学生ボランティア等の対応 <活動費> 青根地域振興協議会からの助成、市の施設維持管理委託費(または負担金)、地域活性化事業交付金(費申請・採択)の活用を想定	
構成員イメージ	
A	代表者・地域情報収集担当(組織の顔)
A	登山案内担当(登山情報に詳しい人)
B	移住相談担当(経験談を話せる人)
A/B	情報管理担当(PC操作が出来る人)
C	魅力発信担当(情報発信が得意な人)
D	施設維持管理担当(作業が可能な人)
E	人材担当(学生対応等が可能な人)
A	庶務・財務担当(制度等の聞き可能な人)

※必須人数ではなく一人が複数の役割を兼ねることも可

持続可能な地域振興を図るため、ご協力の程よろしくお願いします







青根地域振興策

発行 令和8年8月

編集 相模原市緑区役所地域振興課
〒252-5177

相模原市緑区西橋本5丁目3番21号

TEL : 042-775-8801

FAX : 042-700-7002

E-mail g-chiikishinkou@

city.sagamihara.kanagawa.jp

